

## ●八王子住宅マスタープランとは

八王子市住宅マスタープランは、市域の住宅や住環境に対するニーズに的確に対応した住宅施策を推進するため、八王子市の地域特性、住宅事情、住宅需要の状況・動向を把握し、今後の住宅政策の課題を整理するとともに、国、東京都及び八王子市の関連上位計画などと調和を図りながら、八王子市の特性に応じた住宅政策を計画的、総合的に推進し、その実現をはかるための基本計画である。

現在の八王子市の「住宅マスタープラン」は、平成13年に策定されたもので、平成22年までを計画年度としており、この計画期間の中で、次のように国の住宅政策の方向性が大きく転換している。

平成18年、これまで5年ごとの公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を位置づけてきた「住宅建設五ヶ年計画」は、第8次計画の終了をもってその役割を終え、「量から質へ」、新たな住宅政策への転換が決定され、「住生活基本法」が制定された。

同年、「住生活基本法」にもとづく「住生活基本計画（全国計画）」が策定され、また、それに基づく「住生活基本計画（都道府県計画）」として「東京都住宅マスタープラン」が策定された。

市区町村の計画策定については、法律上義務づけられたものではないものの、より地域に密着した行政主体として、施策の基本方向を示す基本的な計画策定が望まれるとされている。

八王子市としては、住宅マスタープランの改訂時期にあわせて、住生活基本計画としての位置づけも兼ねる計画として策定するものである。